

平成28年4月5日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領等に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
日本道路株式会社 東京都港区新橋1-6-5
- 2 指名停止期間
平成28年4月6日 ～ 平成28年7月5日（3ヶ月間）
- 3 指名停止の理由

日本道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注した東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に検事総長に告発された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第7号（独占禁止法違反行為）及び、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第7号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

- 「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

- 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」
別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課企画係